

地域包括ケアシステムの構築に向けた平成 28 年度の主な取組

I. 医療・介護

1 在宅医療・介護連携の基盤整備

医療・福祉・介護など多職種連携により、看取りまで切れ目のない医療提供体制の整備を進めるため、基盤整備、人材育成を強化する。

また、市民が療養が必要になったとき、在宅療養を選択肢の一つとすることができるよう必要な情報を提供し、在宅医療に関する普及啓発を強化する。

(1) 在宅医療ネットワークの組織化・活動支援

多職種協働により在宅医療体制の構築を推進するため、各地域の在宅医療ネットワークグループの立ち上げや活動を支援

(単位：団体数)

	H27	H28	H29
在宅医療ネットワーク	16	18	21

(2) 在宅医療・介護連携ステーションの設置拡充

多職種協働により在宅医療・介護連携の橋渡しをする「在宅医療・介護連携ステーション」を拡充

(単位：個所)

	H27	H28	H29
在宅医療・介護連携センター (基幹型)	1	1	1
在宅医療・介護連携ステーション (サテライト型)	2 (東区・ 秋葉区)	8 (全区)	11

(3) 在宅医療を支える人材の確保・育成

高齢者の在宅療養のニーズが高まっていく中、市民が在宅で安心して生活できる受け皿を整備するため、在宅総合診療医、訪問看護師へ在宅医療に対する理解を深め、訪問診療や診療所経営、訪問看護のノウハウを習得する機会を提供

(▶参考資料 1)

(4) 市民出前講座の実施、市民フォーラム・研修会の開催

○在宅医療市民出前講座「医療と介護のおきがる座談会」

- ・地域の茶の間、コミュニティ協議会、自治協議会などを対象に実施
(年 74 回)

- ・地域の医師・看護師・医療ソーシャルワーカーなど専門職による講義を実施

○在宅医療市民フォーラム

○在宅医療ネットワーク情報交換会

2 認知症対策施策の推進

認知症高齢者などが住みなれた地域で、尊厳を保ちながら安心して生活を継続できるよう、支援体制の整備推進を図る。

(1) 認知症初期対応集中支援チームの設置

家族などからの相談により、認知症の疑いがある人や認知症の人、その家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活をサポートするため、専門職で構成されるチームを設置

平成 28 年 1 月から、市内 2 つの認知症疾患医療センター（総合リハビリテーションセンター・みどり病院、白根緑ヶ丘病院）にそれぞれチームを設置し、中央区・南区を対象にモデル事業を実施

今年度、モデル事業を継続、検証し、全市展開を検討

(2) 認知症サポーターの養成

地域、職域、学校を対象に、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かい目で見守る応援者である認知症サポーターを養成

サポーター数：平成 28 年 3 月末現在 延 39,454 人

平成 28 年度目標養成人数 6,000 人

(3) 医療・介護従事者への研修

認知症の人や家族を支えるために必要な知識や、早期発見、早期対応、適切な医療・介護の提供の確保を図るため、研修を実施

- ・かかりつけ医認知症対応力向上研修、
- ・病院勤務医療従事者向け認知症対応力向上研修
- ・認知症介護実践者研修 など

II. 生活支援

1 介護保険新制度（新総合事業）への移行

介護保険制度改正に伴い、要支援者に対するサービスの一部を平成 29 年 4 月から市の事業として実施

住民主体による取組をはじめとした多様な支援の展開と円滑な移行を見据え、本格実施を想定したモデル事業を実施・検証を行い、実施基準を制定

また、事業者、市民に周知を行う

(1) 基準緩和サービスのモデル事業

全国一律である人員・設備基準を緩和した身体介護を伴わないサービスについて、介護サービス事業者を対象として公募により実施し、検証のうえ、実施基準の制定等を行う。

(2) 住民主体による支援

平成 26 年度からのモデル事業のうち、新総合事業の枠組みで実施が想定できる取組について、28 年度、引き続き事業を行う中で検証し、実施基準の制定等を行う。

2 「地域の茶の間」をベースにした支え合いのしくみづくり

世代や障がいの有無などを超えた、地域での「お互いさま」の関係づくり、支え合い・助け合いの推進を図る。

このため、多面的な機能を有する居場所「地域の茶の間」をベースにした支え合いのしくみづくりを推進する。

(1) 地域包括ケア推進モデルハウスの設置拡充

区内の居場所運営を支え・牽引する基幹型施設として、各区に地域包括ケア推進モデルハウスを開設する。

- ・平成 26 年 10 月 実家の茶の間・紫竹（東区）
- ・平成 28 年 5 月 21 日 秋葉区小須戸に開設予定
- ・東区・秋葉区以外についても、平成 28 年度中の開設予定

(2) 「茶の間の学校」の開催

「地域の茶の間」が目指す「人と人とのつながり」によって、生きる力や喜びを生み出す場や地域をつくる意味と効果を学ぶ場、「地域の茶の間づくり」の心と技術を学ぶ場として短期集中講座を開催。「地域の茶の間」を広げる人材を育成する。

- ・支え合いのしくみづくりアドバイザー河田瑠子氏が代表を務める団体「実家の茶の間」と新潟市、石山地区公民館の共催
- ・校長を実家の茶の間運営委員 清水義晴氏に委嘱
- ・前期 6～7 月、後期 10～11 月の 2 クール、石山地区公民館で開催
- ・開講記念として、6 月 5 日 元NHK解説委員の村田幸子氏による講演会「なぜ今、地域の助け合いが必要か」を開催。

(➤参考資料 2-1、2-2)

(3) 「地域の茶の間」の助成のあり方の検討

既存の一般会計による助成基準の見直し、及び新総合事業の一般介護予防事業として位置付ける週 1 回以上開催の「地域の茶の間」の実施・助成基準を検討、制定

3 生活支援の推進体制整備

上記の住民主体の支え合い・助け合いの推進を図るため、協議体を設置、生活支援コーディネーターを配置する。

○支え合いのしくみづくり会議（協議体）

- ・多様なサービス主体間の定期的な情報共有や連携強化の場
- ・構成員による地域ニーズの把握、解決方法の検討
- ・生活支援コーディネーターの選出、日常的な支援

○支え合いのしくみづくり推進員（生活支援コーディネーター）

- ・地域に不足するサービスの創出、生活支援サービスの担い手養成
- ・サービス提供主体などとのネットワーク構築

平成 27 年度：第 1 層となる各区に設置、配置

平成 28 年度：第 2 層となる各日常生活圏域（27 圏域）に設置、配置

Ⅲ. 介護予防

社会参加、多世代交流、自身が生活支援の担い手になることなどを通じた生きが
いづくり・介護予防を推進する。

（1）住民主体及び地域ぐるみの活動への意識醸成

（仮）健康寿命延伸計画の策定に合わせ、市民の健康意識を高め、健診受診や早期の治療を増やし医療費適正化に向けた取り組みを行うとともに、地域で取り組む介護予防活動の強化を検討。

アンケート調査や医療・保健・介護データを基に「見える化」により、地域住民の意識を醸成する。

（2）元気力アップ・サポーター制度の普及促進

高齢者自身のボランティア活動を促すことで、社会参加と介護予防を推進する。
平成 28 年 3 月から、活動場所となる受入協力機関（施設・事業所）として、これまでの介護保険保事業所に加え、保育園、障がい者支援施設に拡大

（3）総おどり体操の普及促進

楽しみながら健康づくり、介護予防、生きがいに取り組むことを促進し、健康寿命の延伸を図るとともに、多世代交流の機会を提供し、社会や地域における人々の信頼関係や結びつきを醸成する。